

# コーポレート・ガバナンス基本方針

改定日：2024年3月28日

## 序章

当社は、取締役会決議に基づき、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方・枠組み・方針を示すものとして、次のとおり基本方針（以下「本方針」という。）を制定する。

## 第1章 総則

### 第1条 コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを企業価値の向上を目指す会社の基本機能として位置付け、経営環境の変化に対する迅速な対応、経営の透明性の確保、及び健全な倫理観に基づくコンプライアンス体制の充実に継続的に取り組むものとし、当社に対する株主、顧客、ユーザー及び従業員等の各ステークホルダーからの信頼を確保し、説明責任をよりよく果たすことを目指す。また、今後も発展ステージに応じ、継続して最もふさわしいコーポレート・ガバナンス体制を構築し、企業価値の最大化に資する取り組みを不断に行うものとする。

## 第2章 株主の権利・平等性の確保

### 第2条 株主総会

当社は、株主をその有する株式の内容及び数に応じて平等に取り扱い、株主総会における議決権の行使をはじめとする株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行う。

2 当社は、株主が株主総会議案の十分な検討期間を確保し、適切に議決権を行使することができる環境の整備に努める。

### 第3条 関連当事者取引

関連当事者取引を行う場合は、取締役会に基づくものとし、取締役会に報告を行うことにより適切に監督する。

## 第3章 ステークホルダーとの適切な協働

### 第4条 ステークホルダーとの協働

当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出のため、様々なステークホルダーとの適切な協働を行う。

### 第5条 ダイバーシティの推進

当社は、ダイバーシティの促進に努め、多様な人材一人ひとりの個性や能力を發揮できる環境づくりに努める。

## 第4章 適切な情報開示と透明性の確保

### 第6条 情報開示

当社は、会社法、金融商品取引法、その他の法令・諸規則及び東京証券取引所の定める適時開示規則に則り情報開示を行う。

## 第5章 コーポレート・ガバナンス体制の充実

### 第7条 機関設計

当社は、会社法上の機関設計として、監査等委員会設置会社を選択する。

## 第8条 取締役会の役割・責務

取締役会は、持続的かつ中長期的な企業価値の向上並びに収益力・資本効率等の改善を図るため、法令又は定款で定められた事項及び経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行状況を多面的に監督・監視し、当社の経営の効率性及び透明性を確保できるよう努める。

- 2 取締役会は、会社法上の決議事項、経営理念・中期経営計画・経営方針・予算の決定、各種方針及び重要な規程の改廃、重要な人事などの最重要事項について意思決定を行うものとし、その他の事項については社内規程に基づき常務会又は経営陣に委任する。

## 第9条 取締役会の構成・運営

当社の取締役会の員数は16名以内とし、そのうち2名以上を独立社外取締役とする。

- 2 取締役会の役割・責務を果たすための機能を最大限発揮するため、職務経歴、専門分野、ジェンダー、国際性等を含む多様性を考慮した構成とし、社内外から優れた人格、知見、能力、高度な専門性及び倫理観並びに豊富な経験を有する者を取締役として選任する。
- 3 取締役会は、その運営については「取締役会規程」に定めるほか、社外取締役が議論に積極的に加わることができるよう、取締役会事務局が事前に資料配布、審議事項、年間スケジュールを決定する等により十分な情報を提供するとともに、適切な開催頻度、審議時間、審議項目数等を確保する。

## 第10条 独立社外取締役

当社は、当社の持続的かつ中長期的な企業価値の向上に寄与する助言、経営の監督等を行うことのできる独立社外取締役を選任する。

- 2 独立社外取締役の選任に際して、会社法に定める社外取締役の要件に加え、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たし、一般株主と利益相反の生じる恐れのないことを独立社外取締役に指定するための基準とする。

## 第11条 監査等委員会の役割・責務

当社は、取締役会から独立した機関として、取締役、内部監査室その他の使用人などと意思疎通を図り、取締役会及び常務会等の会議体へ出席のうえ意見を述べるとともに、重要な決議書類の閲覧等を通じて取締役の職務執行に対して監査を実施する。

- 2 監査等委員会は、当社の内部監査室との連携を図り、また、必要に応じて独立社外取締役と連携し、情報交換・意見交換を図る。
- 3 監査等委員会は、「監査等委員会規程」及び「監査等委員会監査等規程」に定める手続、監査の基準等に従い、その役割・責務を全うする。

## 第12条 監査等委員会の構成

監査等委員会は、5名以内の監査等委員により構成し、過半数を社外取締役とする。

- 2 監査等委員会の役割・責務を果たすための機能を最大限発揮するため、実効的な監査に必要な財務・会計・法務に関する知識、高度な専門性及び倫理観並びに豊富な経験を有する者を選任し、そのうち1名以上は、財務・会計に関する十分な知見を有している者を選任する。

## 第13条 経営陣の報酬等

取締役会は、経営陣の報酬等を決定するにあたっては、客観性の担保と説明責任を果たすため、次の各事項を考慮のうえ、取締役会において具体的に決定するものとする。なお、直近事業年度の報酬額や貢献、当社の属する取引市場上場企業の役員報酬基準を斟酌するものとする。

- ① 競争力

- 優秀な人材の獲得・保持が可能となる報酬水準
- ② 企業価値・株主価値向上を重視した報酬  
業績を勘案し、中長期的な企業価値向上を重視した報酬
  - ③ 公平・公正  
職責と成果に基づく公平かつ公正な報酬
- 2 監査等委員である取締役の報酬等については、監査等委員会において監査等委員である取締役の協議により決定する。

#### 第 14 条 取締役の支援体制等

- 当社は、取締役がその役割・責務を実効的に果たすことができるよう積極的に取締役の支援体制を整える。
- 2 取締役は、その役割・責務を実効的に果たすため、会社による情報提供や外部の専門家による助言等を通じ、能動的に情報を入手する。

#### 第 15 条 内部統制

- 当社は、「内部統制システムに関する基本方針」を整備し、取締役会は、その運用が有効に行われているか否かを定期的に監督する。
- 2 当社は、コンプライアンス委員会を設置し、当社グループのコンプライアンス体制に係る重点的課題について審議する。
- 3 当社は、当社グループにおける法令等の違反を早期に発見し是正することを目的として、内部通報制度を整備し、これを適切に運用する。

#### 第 16 条 会計監査人

当社は、会計監査人における高品質な監査を可能とする十分な監査時間を確保し、当社経営陣との対話や、監査等委員会及び内部監査部門との連携を進める。

#### 第 6 章 株主との対話

##### 第 17 条 株主との対話

- 当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するためには、あらゆるステークホルダーとの誠実な対話を通じ、長期視点での株主・投資家とのパートナーシップを構築することが不可欠であるという認識のもと、積極的に株主・投資家との対話を行う。
- 2 当社は、株主・投資家との対話にあたっては、適時・適切・公平な開示を行うのみならず、株主価値の向上に向けた当社の取り組みを発信するとともに、株主・投資家の当社に対する考えを把握し、経営陣及び社内関係部門へ共有を図る。

#### 第 7 章 本方針の改廃

本方針の改廃は、取締役会決議をもって行う。

【コーポレート・ガバナンス体制図】

